

大船渡市水産加工HACCP認定支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 水産加工業の衛生管理の向上を図るため、市内に事業所を有する水産加工業者がHACCP認定審査に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水産加工業者 日本標準産業分類に掲げる水産食料品製造業に属する事業者とする。

(2) HACCP認定 一般社団法人日本食品認定機構の水産食品加工施設HACCP認定制度による認定及び農林水産省によるEU向け輸出水産食品取扱施設の認定並びに民間審査機関によるISO22000及びFSSC22000の認証をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有する水産加工業者で、HACCP認定を受けた者（補助金の交付決定前にHACCP認定を受けた者を除く。）

(2) 市税を滞納していない者

(3) 過去に当該補助金の交付を受けていない者

(補助金の額)

第4 補助金の額は、10万円とする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第6 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表（第6関係）

| 条項 | 提出書類及び添付書類 | 様式 | 提出部数 | 提出期日 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----|------|--------|
| 規則第4条の規定による書類 | 大船渡市水産加工HACCP認定支援事業補助金交付申請書 1 HACCP認定審査申請書等の写し 2 その他市長が必要と認める書類 | 第1号 | 1部 | 別に定める。 |
| 規則第14条第1項の規定による書類 | 大船渡市水産加工HACCP認定支援事業補助金交付請求書 1 HACCP認定書の写し | 第2号 | 1部 | 別に定める。 |

附 則

この要綱は平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年3月30日から施行する。